

## 第 15 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H21.2.18(水)10:00 11:50

場 所：議会棟 6F601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（10名）、事務局

資 料：第 15 回議員提出条例に係る検証検討会事項書、

資料 1 補助金の交付先による分類について

資料 2 暴力団の排除について

資料 3 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、見直しのための委員意見及び座長案

### 検討会議事録 概要版

委員：ただいまから、第 15 回議員提出条例に係る検証検討会を開催します。

前回、2月10日の第14回検討会では、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について、議論のたたき台として見直し案をお示しし、条例及び規定の運用の見直しについて討議を行いました。また、その討議を踏まえ、委員各位のご意見を提出いただくようお願いいたしました。

本日の第15回検討会においては、前回の検討会において、委員から求められました資料について、事務局から説明を受けた後、委員各位から提出いただきました意見を基に、見直しの具体策について討議を行いたいと考えています。

はじめに、前回の検討会において、委員からは県が交付する補助金等を、その交付先によって市町、県の出資法人、その他に分類した資料について要求がありました。

また、補助金交付対象から暴力団を排除することについて同じく資料の要求がございました。

それぞれ、資料1及び資料2として、お手元に配付いたしましたので、事務局から説明させます。

事務局：(資料1、資料2について説明)

委員：ただ今の説明について、ご質問はありませんか。

委員：暴力団の排除の件は他府県の取組で、どちらも要綱ということなんでしょうけど、佐賀県の話で包括的という意味はもう少し分かれば教えてほしいのですが。

事務局：今、三重県の場合は、公共工事、物件契約のそれぞれ2本があるのですが、佐賀県は、これらと補助金を含めた一本的なところですか。再度確認します。

委員：やはり市町に対するあるいは公的などところに対する補助が非常に多い。そして、今回また新しく結構分厚いもの、当初予算のときに出るものをもらったけれども、前にも言ったように、各市町に、一覧表でいくらとして、その事業内容、交付目的、公益性の判断理由等はほとんど同じことが書いてある。それで結構幅広く取っている。これは29市町の一覧表を沿えたら、理由やその他はこうだとすれば、乳幼児医療はこう

です、福祉医療はこうですとすれば、もっと節約できることになります。厚さも、353件というのは、29市町のほとんど出しているということになる。それはそれで整理してもらいたいんじゃないかという感じはしました。

委員：確認したい。補助金の交付先の分類について644件で誤っていたというのは、前の資料で1千万円以上の報告が年632件というのが誤りということですか。

事務局：そうです。

委員：それでは、資料要求のありましたことについては、以上とさせていただきます。次に、条例の規定又は運用の在り方について、各委員から見直しのための意見を提出いただいておりますので、資料3として、お手元に配付いたしております。

委員からは、前回の検討会において、議論のたたき台としてお示しした見直し案について、賛成又は反対の理由、提案について意見をいただきました。資料3の真ん中の太枠内には、委員各位からのご意見を記載いたしております。これらの意見を踏まえ、検討した見直しの具体策を、資料3の一番右側に記載いたしております。

なお、私は、今回の見直しの考え方として、次のように考えております。

一つは、今回の見直しの目的の第一は、議会への報告の厳選化によって審議の重点化又は充実を図ることにより、補助金等をはじめとする県政の公正性、透明性、効率性の確保を図ることとします。

二つ目には、すべての補助金等について、議員が議会における審議を通じて監視するというのは時間、労力等の点からも困難とみられます。

そのため、議会への報告と併せて、補助金等について県民に対する情報の提供を充実させるよう図ることにより、それについての情報が公開され、補助金等の執行が、議会と住民とによって監視される仕組みとすることが望ましいというものであります。それでは案1から順に検討していきたいと思っております。

委員：今の話をもう一度説明していただけますか、大事なところだと思うので。

委員：私自身もここに意見を出しませんでしたので、見直しの考え方を申し上げました。

それでは、改めて。一つ目に、今回の見直しの目的の第一は、議会への報告の厳選化によって審議の重点化又は充実を図ることにより、補助金等をはじめとする県政の公正性、透明性、効率性の確保を図ることとします。

二つには、すべての補助金等について、議員が議会における審議を通じて監視するというのは時間、労力等の点からも困難とみられると思っております。

三つ目に、そのため、議会への報告と併せて、補助金等について県民に対する情報の提供を充実させるよう図ることにより、それについての情報が公開され、補助金等の執行が、議会と住民とによって監視される仕組みとすることが望ましいのではないかと考えております。

委員：はい、ありがとうございます。

委員：それでは、案1についてであります。条例第5条では、1千万円以上の補助金に関し、予算提出時に資料の提出を求めています。案1は、その報告対象となる補助金

の額を引き上げることとしています。

これについて、提出いただいた意見では、案1報告対象となる補助金の額を引き上げるには、多数の委員が反対でありました。従って、案では、多数意見を尊重するという意味で、予算に関する補助金等に係る資料については、現行どおりとすることといたしました。皆様方から意見をお聴かせいただきますが、賛成とのご意見をいただきました委員からありますか。

委員：今回、補助金というものについては、議会だけでチェックするよりも、先ほど委員がおっしゃったように県民にしっかりと、どういう形で、どこに補助金が行くかということを見てもらい、そういう県民に広く公表することが主体ではないかと認識しております。そして、議会としてチェックするのは、高額のもの、委員が言っていたように、もう少し高い金額を集中してチェックできるものはしっかりとチェックすべきだということは同意見だと思います。あと議会に対する報告は、600件を超えるものを一つ一つ議会としてチェックすることはできないと思いますので、現在は7千万円以上についての報告ということで、していただいて、あとは県民に全部公表するという対応とした方が今後望ましいというふうに思っています。そのような方向で考えていただいたらいいのかな。チェック機能については全然後退するものではないと思っていますので、そういう議論でさせていただきました。

委員：それは全くおかしい。県民に公表しておいて、議会に公表しないのは予算を議決している我々には公表が無いのに県民には公表されているのはおかしい。それと、ホームページには出してもらっているわけですね。だから県民に公表にしていることと同じである。それをペーパーレスにするために、我々のところだけは厳選するというのは、それはおかしいという思いである。やはり絶えず公表していることの効果はものすごく大きいと思っている。ここはこれだけ多いのは不公正ではないかということにもなるので。私は、ホームページにも大いに出してもらっているもので、我々にもこれまでどおりで、もう少し提出は要約すればペーパーはそれほど使わない。ホームページで見ておいてでは困るということです。案にまとめてもらっているように、今までどおりで良いと思います。

委員：委員に少しお尋ねしたいが、そうすると例えば市町等に対する補助金について、同じ理由も含めてすべて書いてもらっていますが、同じような補助金であれば、交付先と金額は別として、理由等は省略して同じということによいですか。様式の関係ではあるが。

委員：おっしゃるように、例えば、今日たまたま開けたら、地域子育て支援拠点事業補助金というのがあがるが、桑名市からはじまりまして、鈴鹿市、いなべ市、伊賀市、津市、四日市市とあるが、同じ理由を全部書いてあるので、理由については一つ書けば鈴鹿市がいくら、四日市市がいくらと書けば、これはぐっと圧縮される。こういうものが市町に大きく出ている。それから、関係団体のところで、農協だとか漁協だとかはないだろうか。同じような理屈で森林組合なんかも、鈴鹿森林組合、松阪森林組合とか、

宮川森林組合とかの間伐対策の補助とか、これも間伐対策の補助金として、理由を明確にしておいて、各森林組合名と金額で事足りると。そういうふうに整理してもらえれば一層見やすく分かりやすくなるのではないか。

委員：委員がおっしゃったいろいろな補助金の内容を詳しく書き込んでホームページに上げるという形で公表するのは、我々議員が細かい内容的なことは把握しないといけな  
い必要はあると思うのですが、例えば補助金の内容を細かく書くとか、評価するとい  
うことをそれをホームページに全部出してしまうことは、細かいところに県民がこれ  
はこういうことなのか、あういうことなのかと。私はそこまで細かいところまで、県  
民に対するホームページの中で公表すべきではないと思います。それとホームページ  
には全部出るので、議員が必要であれば、全部ホームページでクリックして、  
かつ、それをプリントアウトすれば、それを資料として残していくことは時間的には  
大変なことだとは思いますが、全部もらってぱっと見て捨ててしまうより、ファイル  
して大事にしていこうとする項目だけでも議員が示していこうという方向の方がいい  
と思う。あまり詳しい内容までホームページに書いてというのはどうか。もっと必要  
であれば執行部からもらえばいいのですから。

委員：まず皆さんにお詫び申し上げないといけない。私自身の意見をようまとめきれなか  
ったもので。私の名前が全部抜けていることをお詫びしたいと思います。この予算に  
関する資料については、私は同じ意見で、今、大変ボリュームは多いんですけど、同  
じ理由で、同じ要綱をもとにしているものについては、まとめることで随分一覽性が  
高まって、より見やすくなるだろうということを前提で。かつ予算の時期なので、予  
算を議論するに当たっては、1千万円以上でしていいのではないかという思いがあり  
ます。その他、交付決定などになると話が違って来るのですが、予算審議を充実させ  
るためという意味においては、今のままの1千万円以上で、書いてもらっているよう  
に644件か632件か分からないが、それが多いとは思わないです。多分、委員が言わ  
れているように、市町、団体などをまとめると、もう少し数は少なくなって、その補  
助制度そのものがいいかどうかという議論を一度議会としてする必要があると思うの  
で。私は、案プラス、委員の言われた一覽の在り方、様式の見直しということでもう  
かと思う。

委員：私も書かせていただいた形で、現行でいいのではないかなと思います。委員が言わ  
れた、極力、様式としてページ数も含めて簡潔にさせていただく工夫はさせていただく  
として、確かにざっと見たのですが、全体的なボリュームは多くなりますが、部別に見  
ればそれほど大量になるわけではなく、整理すれば各部別に整理していただくので  
すから。最低限このレベルは必要ではないかと。あわせて議員活動というのは本来、能  
動的でないといけませんが、やはり手元にあってすぐ目に触れる環境というのもの  
ある意味受動的かもしれないですが、よりチェックが深まるという点では、あえて狭  
める必要はないのではないかと思います。あと、失礼な言い方ながら、もしかしたら  
年齢的に議員個人によってはホームページを見るのが億劫という方もあるかもしれな

いですし。総合的にみて、現況の形でいいと思う。ただ、いただいた資料で、ホームページに第5条の分は掲載はされているのですか。

委員：前の資料で、丸がふってあるのは公表しているのだと思います。

事務局：1回目の執行部の資料3で、ホームページに掲載しているのは、丸がふってあるところです。当初予算の1千万円以上の分はホームページにアップしていません。

委員：この点も議論していただいた方がいいのではないか。ホームページについて。

委員：ホームページに上げていないのは何か理由があるのではないかと思う。多分予算が通ってないからだと思う。それはそれで理屈があるだろうなと感じます。私も1千万円の現案でいいと思う。

委員：今まで各委員が出された、現状のままでという案に賛成で、理由も意見に賛同します。委員の言われた整理の部分も全く賛成です。それと私の思いを話させていただきますと、額は7千万円未満を省いてもというのが最初の案でしたが、細かく出していたくことによって、中には地域性が見えてくるものがありますし、いろいろなものが見えてくるものがあるので、7千万円になると相当に限定されてしまう。細かく見える中で、もっと見えてくるものがある。1千万円で見たいと思う。ホームページに出していれば取れるということもありますが、それについては委員に同感で、何でもかんでもホームページにあるというのではなく、極端に言い出したら予算書もホームページでいいではないかということになる。どこまでするかになってきますと、やはりこういうものは予算のときにセットで見せていただきたいと思います。このままでお願いしたいと思います。

委員：それぞれの委員から意見をいただきました。2人の委員からは金額を引き上げるべきとの意見でありますけども、その他の委員は全員が現行どおりでいうことですので、その方向でとりまとめさせていただきたいと思います。ただ、委員の言われるように、報告の様式も含めて少し工夫していただいて簡略できるというかそういうものはその方向にしてもらった方がいいと思いますので、案1は、その方向で取りまとめさせてよろしいか。(委員了承) それではそのようにさせていただきます。

委員：ホームページについては、

委員：委員が言われたように、予算が決まっていない中でホームページに公開することが妥当なのかどうか、ただ予算案も公開しているものであり同じような感じもします。一度その点は、可能かどうかも含めて、執行部と相談させていただきたいと思います。次回までに時間を置いて議論してもらえるように、それまでに執行部の意見も含めて聴かせていただいて議論いただくことでよろしいか。

委員：少し意見を申し上げますと、委員が冒頭に仰っていただいたように、県民に対する情報提供を充実させるという観点からは、ホームページに掲載されることも良いのではないかと思います。一度その点よろしくお願いします。

委員：次に、条例第6条第1項では、7千万円以上の補助金に関し、各定例会の会議ごとに交付決定実績調書の報告を求めています。案2は、その報告を廃止することとし

ています。

これについては、提出いただいた意見では、「案2 . 報告を廃止する」には、多数の委員が反対でした。このことについて、案では、交付決定実績調書については金額等について見直しをすると書かせていただいています。意見を提出いただいた委員から説明や意見等がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：予算に係る補助金の資料は1千万円で、どういう補助金が行く先どこにいくか、ある程度チェックしていくのだろうと思うが、実際、交付決定した調書は、私の6年の経験から、あまり見たことがほとんどないということを考えれば、ただ、条例制定のときの趣旨で、シャープの補助金にからんでということから条例ができあがったことからいけば、金額を大幅にアップしてもいいと思う。金額のチェックというのは、例えば議会の契約案件5億円以上が議決案件になっているのであれば、ここはそこに合わせても何等おかしいものではない。条例の元々の趣旨のシャープや大きな額の補助金を一般の私企業に渡すことのチェックもできる。メリハリをつけて、何でもかんでもなく、細かいチェックのところと分けて対応していくべきではないかと思います。

委員：私も意見に全く同感で、議決案件が5億円以上なので、この時点ではこれでいいと思う。あと、委員から出ている、変更の場合のことも思ったのですが、これをすると逆の作用が起こってしまって、私が補助金の担当者なら、例えば5億円以上としても、1千万円以上で額が変わったものは報告しなければならないとしたら、予算案どおりに補助事業をやらせようように事業者に逆をお願いして、報告しなくていいようにしてもらおうかなと思うので。言われるところも分かるのですが、その後の評価のところでも見れる話なので、変更される場合も想定されますが、私は最終的には委員の意見と一緒にということで、5億円で。

委員：工事請負契約は5億円以上で、これは地方自治法上です。昔は3億円だったのをあえて引き上げていっている。やはり私は、大前提として、今までやってきたことありますし、それをものすごく大変なものにするならいろいろあるが、当局からごめんしてくれと言ってくるものを、また、これは1千万円以上のものは全部あって、7千万円の実績調書を出すだけであって、ずっと絞られている。それから、物品購入やリースのは、いくらだったか。7千万円はどうやって決めたか、何かあったか。

事務局：不動産の取得です。

委員：やはり5億円というのはまずいと思う。今まで7千万円を出しているのであるから、それがそれほど煩雑で大変だということではないし。毎議会に全部いるのかの議論はあると思うが、金額をわざわざこちらから上げてもいいというのはどうか。5億以上の補助金はほとんどないのではないか。

事務局：先ほどの議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例がありまして、地方自治法に基づき、契約については5億円以上の工事又は製造の請負、また、財産取得又は処分については予定価格7千万円以上となっています。また、委員が言われた、5億円以上で平成19年度実績ベースで14件です。

委員：皆さんの話を聴いていて、やはり予算の中では必要だろうという中で、補助金を交付するときは、したよという結果が分かればいいので、ホームページに上げればそれで事足りると。ただ、金額に関してということもありますので、それは皆さんと議論しないといけないが、せめて7千万円か5億円とか金額を上げていくことも検討の中ではいると思うが、私は正直そこまでののかなと思っています。これはいらないだろうと思う。要するに予算にしたときに、これをしませんでしたというのは、逆に報告があるかもしれないけども。予算についてはそれ以上するというのではありませんし。簡素化から含めてもこれはホームページで見たらいいのではないですかということで、これからの処理としては何でもかんでも書類を持って来いではなく、自分から議員としても調査も含めてできるだけアクティブに資料を集めていくことにしないと、何でもかんでももってこいというのは、これからの議員の立場として、そういう方向にもっていかないといけないと思っています。この部分は、廃止する方がいいと思っています。

委員：確認したいことがありまして、補助金の流れというのは、十分理解していないのですが、交付決定のタイミングと例えば工事5億円の議決のタイミングというのは、どちらが先なのですか。

委員：5億円以上は請負契約に議会がかかわるわけです。ここは、決定済みのことが報告が議会にくるわけです。補助金の交付決定をしたら、その都度年4回、今なら報告をもらおうと。

委員：例えば、A社と5億円の工事の契約を結ぶと、議決案件として議会が議決しますよね、それでそのあと。

委員：補助金と全然話が違う。補助金は予算が決まれば、補助基準に従って交付決定していくわけです、順次。決定済みのものの報告がくるだけのことです。議会が決定にかかわることではない、この段階では。

委員：ただ、元々の条例制定の趣旨というのは、その決定にかかわろうとしたのです、この条例は。委員が言うように廃止してもと思っていますが、先人のそういう思いがあるのであれば、やはり全廃は乱暴なのかと考えた。でも、実際にこの調書を本当に見ているかという非常にあれだなと。そうならば、もう少し事務の簡素化でも、委員の言われた視点が大事なので見直し、そういうところに多額のという、議決もそうですが5億円がどうやって決まったかといえば、3億円が5億円に上がったといいますが、大規模な税金を使って契約行為が発生することに関して、県民の代表である我々が承認するということだと思う。そういうふうを考えれば請負と補助金を渡すということは違うとする議論もあると思うけども、私から見るとその趣旨としてはそういうことになるのではないかと思う。こういうものは大幅に引き上げて、そこがチェックさえできれば何等問題ないのではないかと思います。

委員：7千万円の根拠というのが今の財産取得なり購入なりということで議会の議決に付すべきという基準があったわけで、7千万円になったわけだが、7千万円以上は何件

あるのか。

事務局：136件です。

委員：私はそれほど多い数ではないし。私はあえて、7千万円の根拠があればいいからといって、断固守らなければというそんな気はないけども、この条例の制定にかかわってきた一人としても、先人の思いということも言われたが、補助金は知事の専決だと、議会が文句いえないということがあった、北川知事の時に。トップが90億円を決めてきた。それから理由をつけて、90億円には何の根拠もない。向こうのいいなりになったのではないか。シャープは大阪商人であり、なかなか難しいのではという話もあったり、外国に逃げていったらどうするのかという議論もあった。そこを議会である程度議論し、決めてきたわけですから。どなたかの意見でも、もっと少額補助金もきちんとしていないと、という意見もあったが、なかなかそういう資料を当局は出してこない。私が実績調書をもっと考えたらいいと思うのは、当初の交付決定額と予定どおりの額を出しましたというだけならばそれも書き方はいろいろあると思う。細かく書く必要はない、一覧表で簡素化すればいい。私たちからもう出さなくていいというのは審議権の放棄につながっていく。やはりホームページを見ればいいということにはならない。ましてや皆さんがおっしゃったように持ってきてもなかなか見ないのに、いちいちホームページから探しますか。そういう意味を含めて、私はもっと、補助金の在り方についても、予算の議会のときに議論するべきと思う。ところが当局は非常に上手に懸案事項はと、どっと出して、質問する時間をなくすみたいな感じになる。

補助金の問題で肝心なのは、例えば、老健施設の建設で不正を働いて、實際上水増し請求して逮捕事件も四日市で起きている。あるいは、補助金を受けている四日市畜産公社で、接待が多くて新聞にどんと出た。ああいうことが出ているのも補助金これでいいのかという話になってくる。ここに出されるというのは、補助金をもらうところの一つの大きなチェックの役割も果たしている。公表されるが一番公正性である。いつでも見られているという状況をつくることから公表は非常に大事。勿論我々ももらうだけでなく、細かくチェックできるような、常任委員会でも議論できるような立場で臨んでいくことが我々に求められているのではないかと思います。

委員：私は公表を廃止すると言うのではなく、議会に対する報告をもっと簡便にすべきではないかと言っている、議員としてもっと知りたいこと、例えば補助金について何に興味を持っているかという、例えば地元からこういう補助金をお願いしたが大丈夫かと話があれば、初めて見に行く。尾鷲市がどうか、紀北町がどうか、どういう補助金か、これがどうかとか。これは、報告書があるからそれを見るというよりも、自分が興味があるからその書類とかホームページを見ればいい。いつもこの調書を持って歩くわけでない。ホームページがあれば家でも見れる。どこに何があるというも書類が一杯ですから、もらうより、ホームページの方が充実した調査ができると、自分の知りたいところにもっていくことができる。さっと見たほうが便利だからそういう方向に行くべきではないですか、公表を主にいくべきではないですかと言っている。それ



でもって四日市の方の捜査がいったかといえそうではない。公表されていたから初めていくのであって、言っていることは私は今の説明の中では理解できないと思う。それは委員の考え方であって、私は私の考え方でもっと情報を公表したほうが、簡便も含めて議会活動の方向の中でそれがはっきり見えてくる。資料があまりに多く煩雑になるから、公表の方を充実してほしいということの中で、実績調書もあまり見ないことが多いし、自分の見れるところをはっきりしてもらえばいいので、そういう中で廃止してもいいのではないかと考えています。ただ公表はしっかりしてほしい。

委員：金額のこともあるのですが、2月に5条が出てきて、それに対して交付決定がされて、もらう資料になることは理解しているが、2月に出てきて交付決定されないこともあるのかと。一度は交付されるのか。あと、交付決定実績調書の前回の資料の中で市町村合併交付金など黙っていてもいく、金額も変わらず、必ず入っていくものもあるのかなと。金額も変わらず必ず出てくるものも。ただし、補助金は現実的には大切な県のお金で税金から使われるものであり、7千万円がいいのか、5億円以上がいいのかという部分も、金額は今後決めていくのだとは思いますが。ここに書いているのを見ると、あと、案6にも関わってくると思うが、定例会が年2回になって6条関係を書いていると思うが、簡素化できる部分はしていかないといけないし、公平を確保する部分はしないとけない。ホームページへも現在公表はしていただいていると思うが、どういうふうに交付決定されたのか、市町村合併支援交付金がどのように行くのかまた教えてもらいたいが、必ずそのままの金額で決定されるものを除いて、補助金がどこに交付決定することになったのか知る上で、金額、回数は考えてもいいと思うが、いただきたい資料だと思います。

委員：私もよく似た次元の話をしたと思ったが、分類の中で特に市町に行っている部分は結構、はじめに5条に出されたものが、そのまま交付決定でもと思うイメージがあって、ただそれ以外のところは知りたいという思いが正直あります。ただ、5億円がいいのかという点についても、正直物差しが自分で決めきれていなくて、7千万円以上で見たいと思う人もいるのかということは自分も否定できない。保守的だと言われるかもしれませんが7千万円以上の現状で考えていただくのがいいのかなと。ただ分類別に分けるのが考え方かなと思いますし。7千万円以上が130件何件ということなので、それ程大変なのかと、この作業で困ってというものはないかなと、勝手な想像ではあるが。行政サイドとしてそれ程苦になることはイメージできないので、申し上げた形で議論を。

委員：全体的にそれぞれの様式、報告はそれぞれ意味があり、勿論すべて今までどおり出してもらえばそれ以上はないが、確かにこの条例に基づく資料は膨大だと思う。その中で先ほどの5条の資料はそのままだという意見だが、全体的にみて、それぞれ様式に意味があっても、見方によってはほとんど同じような輪切りの資料もある。本当にそれぞれの資料がそれぞれの役割を、議会の我々が十分に効果的に見て中身を役立てているかは私は疑問は持っている。全体を見てもっと整理されるべきではと思う前提

の下で、考え方は粗いですが、予算のときの全体を見せていただいたときに、経過の中でどうなるか分からないが、そのときには交付されるという前提で吟味されていると思う。また、最後で実績の結果を見て審査もしますし、決定された部分は経過を見たい人はそれを自主的に追えばいいのであって、ここはなくても十分審査に耐えられるのではないかと思いますのでというふうに思います。議会として効率化は必要と思うので、この真ん中の部分で考えてほしいと思います。

委員：私も間のところで矛を収めてと思う。交付決定という行為自体は総務省の見解にもあるように、残念ながら議会は口出せない。交付決定の取消しが我々にできるのであれば、この時点で契約と一緒に、したらいいのですが、悲しいかな決定に携われないという現実を前にしたときに、それなら予算のときと、実績結果があとに決算にかかわる部分は充実しないといけませんが、その間の部分はかえって情報が多すぎると情報が隠れてしまうおそれもある。なので、やり方は冒頭に委員がおっしゃった重点化ということで、メリハリを考えるべきで、ただゼロにするのはこの条例をつくった趣旨からどうかとあるので、収めどころで5億円かどうかと思います。

委員：以前いただいた資料2の年間の記述があるが、9月議会に7条関係と8条関係の2つ、前年度の実績報告ということであるが、この評価調書も前年度のものが配られることでよろしいか。

委員：評価と実績とは前年度の分になる。

委員：9月のものは前年度のものの評価と実績。2月の予算提出時のものが、その年度内に見れるのは、この交付決定実績調書しかないのか。

委員：第1回会定例会に予算にかかわるものが出て、この6条の関係は決定した次の議会に必ず4回提出される。最後に評価と交付実績は翌年度に報告がくる。

委員：予算に出されたものが、その予算が反映される年度内に補助金の交付が分かるものは、この実績調書しかないというのでよいか。はい、分かりました。

委員：実績調書の報告は私は必要だと思いますが、案にありますように金額については、この前も7千万円の金額の根拠というのが明確ではないということでしたね。

委員：補助金にかかわっては明確な根拠がないということでした。違ったものの基準としてはあるということです。

委員：金額については7千万円が妥当かどうかの検討はしてほしいと思います。

委員：ホームページで出てますよと、それに代えてはどうですかというのは当局の案である。7千万円に引き上げてとは言っていない。だから、私たちから5億円の議論はすべきでない、する必要はない。それでホームページに出ていますので代えてくださいというのに、私はパソコンに弱いからということも事実としてはあるかもしれないが、それ以外に、この前の議論でもあったが、いちいち比較検討するときにペーパーレスでは困るということが現実的にある。膨大というが、今回の調書はこれだけ。これに変更が出てくるとあるだけ。当局が大変、ペーパーが多すぎるというが、必要ないのなら事前に言うておいてペーパーレスにしなくてもいい。ホームページなら、またい

ちいちプリントアウトが必要ということになる。先ほど議論もあったが、うちの市町の調整交付金、国保の調整交付金は多少のさじ加減がある。だから四日市市はこれだけで、津市の人口比を見てなぜこれになっているのと。比較するとなかなかおもしろい。市町職員も興味深く見ます。機械的にルールかされているもの、乳幼児医療費の無料化などは人数掛けてどうこうと、若干違うが、決まって算定している。そういう点では、私学関係者は私学の補助金にもものすごく細かく関心を持っている。根拠はと調べたこともある。そういう意味も含めて私は何も議会から、そんなに私たちから透明性をもう結構ですという必要はない、議会の姿勢として問われる問題という思いがします。

委員：今の指摘はおかしいと思う。議会からいらぬということがおかしいと言うものではない。委員が言われるとおり、予算のときと決算のときが、本来議会がチェックする段階である。交付決定をしましたよというときにそれ程意味があるかということを行っている。メリハリしよう、重点化しよう。今議会の役割は非常に膨大になってきてます。その中でメリハリは大事な話で、重点化との委員の意見は大切だと思う。ただ、繰り返しの議論で申し訳ないが、全部をやめてしまうというのは経緯からいうと、どうかと思う。ここは私たち議会が今まで議会改革をやってきて、議会として改めていかなければいけないところは改めるべき。これは、議員提出条例であり、議員が決めてこういうものを出してこいといってきた部分である。それを改めていくことについて審議権の放棄の話ではないと思う。

委員：変更調書は今回も当初で出ている。これだけの枚数で。この中には私も初めて発見したが、半分になっているものもある。決定が9,170万円が4,716万円に。なぜこれだけ減るのかというのは、実績調書が出てきて前の調書と見比べないと分からない。増やしたものもある。今回、倍に増えるようなものはないが。それでも9,300万円が10,800万円になっているものがある。これについてはエムアンドエムサービスに1千万円から増やしたのかと、なぜかの理由は書いてあるが。

委員：それは6条3項のことではないか。今議論しているのは6条1項なので。6条3項の2 - 1号様式変更分は変わらず出てくると思っていたが。今回、見直し議論の中に入っていないので。

委員：執行部からも変更の分は言われていない。1回目の決定をどうするかということ。

委員：執行部は報告を廃止すると言ってきているのか。変更は関係ないのか。

事務局：6条3項で変更の場合も1項を準用するとしている。

委員：変更も入ってくる話か。

委員：交付決定の話は、実績を見れば分かる話ではないか。途中の話である。

委員：変更には議会はかかわれない。予算、決算はかかわれるが。委員の意見を聴くと現行どおりとするのは2人です。廃止してもいいという方もありましたが、金額は上げて報告はいただきますという意見が大半のようだったと思います。金額は次回にして報告はいただくような方向でまとめさせていただいてよいか。

委員：2月の段階に出てきて、そのまま必ずいくものも市町関係ではあるのでは。委員の内容精査は検討課題となるのか。

委員：例えば5億円にするのか1億円にするのかの議論は別にさせていただいて、報告をいただくということになれば、同じ報告でも理由はまとめて、同上とは当然すべきと思うが、同じ補助金を並べてでなく、金額、交付先だけでもまとめられるものはまとめた方が楽だと思う。要はいくら以上の金額について決定実績調書を報告させるかということにはいかがだと思います。

委員：委員がおっしゃられたのは、額だけではなくて、義務的というとな変かもしれないが、ルーティンの、機械的算定に基づく補助金など、補助金の内容によっても交付決定をした報告の対象にするかの提案だったと思うが、ただかなり条例として技術的に難しいのではと気がする。機械的なものというのは条文上はどうかというのは整理するのが難しいと思いますし、それは別表でとしても補助事業が変わるたびにというのもかなりの手間になるので。額で切った方がいいと思う気がします。

事務局：1千万円以上の予算に関するものがこの2月に出されており、交付予定額、交付団体、予定の時期等が記載されている。未定というものがありますが、そういう中で、注目をして資料に基づいて追うこともできると思います。余談ですが。

委員：金額については次回の25日に改めて議論させていただくことにさせていただいて、とりあえず報告はいただくということで、金額の見直しを行うということでまとめさせていただいてよいか。

委員：回数を含めて。

委員：回数を含めて。今定例会が2回となったが、具体的には年4回の報告をいただいている。それを2回にすることも含めて見直しを行うかどうか議論をさせていただきたいと思う。

次に、条例第7条第1項では、7千万円以上の補助金に関し、会計年度終了後6月以内に、評価を行いその結果を議会に報告することとしています。案3は、それについて年次報告の中で整理することとしています。

これについては、提出いただいた意見は、「案3 .年次報告の中で整理することとする」には、多数の委員が賛成でした。従って、案では、評価は年次報告の中で整理して議会に報告させるものとするしました。意見をいただいた委員から説明、意見がありましたら、いかがでしょうか。

委員：私はこれでいいと思うが、額は先程の議論で話されるが、合わせた方がいいと思う。

委員：交付決定実績調書の金額に合わせたらいいと。

委員：そう思います。これもあまり見ない。大体通り一遍のことしか評価は書いていない。

委員：先ほど、私も6条関係とその他のところと勘違いもあったが、このあたりの評価とは読んでいない。公益性の判断など書かれているが。私は、この補助金が本当に決定する段階で、ぜひとも交付決定は当初の予算のときと最終とは違いますよね。多少の端数が出たりするのは、いちいち変更の届出の必要はないが、先ほど言った半分にな

ったというものは、それはなぜかと、それなりに理由があるだろうと。ここは年度途中に問題があったので倍に増やしましたと。3割増しになったと。そういうところを報告、評価して、補助金を増やしたとか、そういうところは知りたい。機械的にすべて同じように今までどおりという立場ではない。実質的によく分かる資料として出してもらえればありがたいと思う。補助金の中でも、国が決定してきたものをかなり自動的にそうしなければならないものもあると思うし、県の当局の判断というものもあると思う。それを思い切って議会でここは審議してほしいという資料にしてほしい。そういうふうに整理してもらうのは結構だが、大幅に後退していくことは困るし、ましてやホームページに挙げるならばペーパーに出しても大変なものにはならないと思います。

委員：私も年次報告の中でいいと思う。委員が言われたところの、これは案2にかかわるものではあるが、予算のときはこうだったが、実績はこうだったとの対比はほしいと思います。それがあがるが故に次の予算の審議のときに、この補助金の見積もりがいいか、予算がいいのかの議論ができるはずなので、理論的には、私がやるかは自信ないですが、委員が言われるようになぜ当初と比べて半分、倍になったのかは、補正に上がってくるのかもしれないですが、当初と見比べてのものはほしい。様式の議論として。

委員：今は評価は7千万円以上の分について評価している。例えば、委員から額の変更の意見もありますが、年次報告とまとめてということなら、年次報告は1千万円以上が羅列されるが、1千万円以上のものに必ずすべて評価までするかということも議論しないといけないと思いますし、どうするかとなるが、案5で議論することになるが。

委員：今の委員の議論は、交付実績のことでは、一番最後の話では、7条1項が評価で、8条が年次報告である。

委員：8条1項の関係で最終的な交付実績が出される。

委員：5条の予算のときとの対比があればいいということでは。

事務局：9月には年次報告で1千万円以上のものについて交付実績の報告が、それとあわせて7千万円以上の自己評価が別冊として提出されています。

委員：7条の自己評価のときに、今出されているのが交付決定した確定した額が決算のときに出ている。当初見積もっていた額との対比はほしい。自己評価のところだが。

委員：7条の評価結果調書の中に、当初見込みと実績があり、評価が出てくるということか。

委員：ないしは、交付決定と。

委員：当初の見込みがあって、実績があって、評価があると。そういうことになればいいか。

委員：金額が7千万円がいくらかは別としてであるが。

委員：現在は、1千万円以上は実績報告がきているが、それが評価もするかどうかにかかわってくる。年次報告は現行は1千万円、できれば7千万円に引き上げたいと執行部

からも言われている。

委員：これは評価ですね。

委員：評価は7千万円以上であり、年次報告も7千万円なら金額が合うということになる。

委員：年次報告のときに合わせたいということではないか。

委員：年次報告と一緒にすると金額が違うものになるということに留意していかないといけない。

委員：議論が先走るが、これはいわゆる行政が行うPLAN、DO、SEEの中の評価です。私たち議会が行う評価とは別のものです。これも正直ほとんど見ていない。先ほどの交付決定もこれも途中段階のもので、7条のものも行政が行う自己評価である。私は交付決定と同じ額でいいと思う。大体、根拠、必要性、効果、交付基準の妥当性その他は、大体毎年同じことしか書いていません。これもあまり必要ないのではないかと思います。

委員：7条関係は、大半の委員の方が年次報告とあわせて評価の結果について報告があればいいということであり、委員は現行7千万円を上げてはいいかという意見である。

委員：執行部提案は、あくまですべて7千万円に揃えていって、最後まで完結する形になっている。はじめに、案1、案2のところの議論で金額が分かれてくることを考えるとリンクしているので合わない議論になると思う。

委員：案1は現行どおり1千万円以上で、様式を少し整理する。案2では金額の見直しは5億円がいいのか、いくらがいいのかは次回議論させていただくことである。案3と案5は金額を合わせるというのが執行部の案でしたよね。

委員：案3と案5の金額を合わせれば見やすいでしょうけど。案3と案5の金額が違うのであれば一緒にすることの意味合いが分からないが。

事務局：当初の執行部の提案は、評価と年次報告の金額を合わせるとの提案はなかったかなと思います。執行部はこれについてもホームページで公表ということです。

委員：私が思うのは、何度もくどいようだが、補助金に関しては議会が抑止力になり得ないのであれば、予算のときと決算でここが我々には大事なところであり、だから1千万円は譲れないよと。ただ、途中の交付決定とか、評価とかは、ある程度重点化したほうがいい。あとは現行の1千万円を守って、あとは柔軟、重点的な対応すれば、我々の議論ももっと深まると思う。そういう思いで、だから額はもっと精査していいと思います。

委員：案3、4、5も関連するものです。皆さんの意見は案3と案5をひっつけていいとの意見でありますので、案3、4、5を合わせて議論いただければと思います。今、委員が言うことは、案3と案5は金額が違ってもいいという意見です。一方では、報告はまとめてという話がありますので、1千万円以上は年次報告が出てきて、必ずしもすべての評価は出てこないと。

委員：私もそれでいいと思います。タイミングは年次報告と一緒に、中身は現行どおりと

思っています。7千万円以上は評価結果がついてきて、1千万円以上は名前だけ出てくるというイメージです。

事務局：執行部の額は7千万円に統一してと。それと実績調書は条例上は会計年度終了後6月以内となっていて、年次報告は毎年1回ということで、このことから言えば別に9月でもいいということで、統一すれば会計年度終了後6月以内としても、現実には9月に出ていますので、そういうことも可能かと。

委員：同じ時期に出ているわけですね。

委員：全体的なあれとして、7千万円以上に全部統一してくれというのは何言っているのかと思いますけども。中の報告だとか評価も、本当の意味の評価はちゃんとしていないなら、何も読まなくていいとなる。だけど私は例えば先ほどの話で変化があったときに、なぜそうなったのかはそれなりの評価があっただけでよかったと聴きたい。そういう重点的な報告をしてもらえばいいという思いです。できればこの議論に、執行部の実際つくっている予算調整室なりを呼んで、つくっている方の立場の意見も聴いて議論したいと思う。今日この結論を全部出してしまわないで。そういう中で重点的な報告というのは、もっと工夫してできると思うが、いかが。

委員：執行部を呼ぶのはいいが、ここはもう少しつめておいた方がいい。様式などを変えるかの確認は執行部に聴かないといけないうけども。ここの議論がばらばらで向こうとやりとりしても派生していだけで、あまり意味をなさないと思うので、ある程度まとめたからやっただ方がいいと思う。

年次報告の中で整理するということは大体皆さん良いのではないかと、委員も中身の話では年次報告でいいと言われていると思うので、案でいいのでは。

委員：皆さんからいただいた意見では、おおよそ評価結果調書は年次報告とまとめていくと。そういう方向でした。金額については評価結果については7千万円という意見と、引き上げてもいいとの意見もありました。ただ、年次報告については1千万円という意見が多かったように思うけども。そういう方向で次回改めて議論してまとめさせていただくということでよいか。

最後に案6のところなんですが、少し意見をいただきたい。

委員：確認したいのですが、案4はどれが出てくるのでしょうか。

委員：繰越した場合は。

委員：結果として繰越はあるが、継続して評価が必要なものはどこに定義しているのか。

条例上か規則上か。

事務局：条例7条2項、3項に継続評価実施計画と当該継続評価実施計画の評価を提出するとあります。

委員：支出の内容等にかんがむ中身は何かということですね。

委員：結局、1千万円以上は出さないと決まっています。だから、いわれる性質上年度をまたいだものについては継続して出しますと決まっています。結果としては、今なお7条2項の継続して評価を行う理由は繰越によるものというのがずっと並んでいる。

委員：補助金事業が終了していないため、終了してからでいいのではということです。

委員：加えて、繰越明許は、違う調書で挙がってきているのですね。それなら、なしで。

委員：補助金の交付はその年度にしてしまっているのではないか。

事務局：例えば、継続評価結果調書の中でシャープのものがあるが、90億円で平成15年から30年度ということで、継続ということで結果調書が挙がっている。

委員：それは繰越明許で予算には挙がってこないのか。年度ごとに予算を決めていく上で、繰越明許に必ずしも挙がらないのではないか。

委員：特殊な例を挙げましたね。

委員：決定したけども、交付はその年度内にしなかったということか。いずれにしても事業終了していないものを中途に評価して出しても意味がないではと思う。そのようなことで意見をまとめさせていただいてよいか。（委員了承）

次に、案6の関係であります。資料の3ページをご覧ください。案6は定例会の招集回数が年2回に改められたことに合わせて、当条例に基づく報告等は、年4回から年2回の報告に改めることとしています。これについていかがでしょうか。

委員：私の意見は、交付決定は4回でなく2回で案に賛成です。

委員：案6は先ほどの案2とかぶってくることですか。年4回は交付決定実績調書の6条関係だけですね。そこに年2回と書いて、ここに書いて意見を出さなかったですもので。

委員：私は交付決定自体が関与できないということはそのとおりなので、関与できないことと、情報として知ることは別との認識が自分にはあり、ここは現状でと書いた。

委員：案2のところでは金額の見直しを行うとなっていますので、5億円が1億1千万円は別にして、随分報告が減ってきますので、その都度報告をもらってもいいのでは。議会がある年4回報告をもらっても1件、2件にもなる。金額によっては現行どおりということも。

委員：金額の話で、私は金額を検討することであったが、上がることを前提にしているわけではない。検討するということは上がるということですか。

委員：私の認識はそういうふうに思っていたのですが、要は重点化していくという意味で、今の7千万円を、報告がいらぬのではという意見もありますが、やはり報告をいただきましょうと。そういう方向性ですので、金額を引き上げましょうということでもう少し重点化すべきだということだったと認識していました。引き下げるとことはありません。

委員：私は、7千万円の根拠が何だったのかなということから、はっきりしなかったの、それについては検討する余地があると思っていたので。数が少なくなることを予想して言ったものではないです。

委員：金額も議論するのと含めてセットで、答えを出してもらえないではないか。

委員：大体今日議論したところで、1回、現行と案に基づく流れを対比していただいて、平成19年度なら対象となる補助事業は何件あったのか。特に案2に関して、額のとこ



ろでね、例えば5億円以上にしたら14件とか、7千万円以上であれば100何件と。そのような対比が分かるようなものをつくってもらって次回に議論しては分かりやすいのでは。

委員：それでは、今日議論いただいて皆さんの意見をおおよそ聴かせていただいたので、改めて論点というか、整理をして、今、委員が言われたことを含めて資料として提出させていただいて、次回改めて議論させていただくこととさせていただきます。

委員：その他で、私は思いがあって、先ほど資料に出していただいた。できれば検討会の俎上の中に例えば、指定管理者をする条例にはすべて入っています。契約条項の中に排除をするという旨を全部入れたはずです。要綱の中にですかね、入れてある。ほとんどの契約にはこのような排除条項が入っていると思います。先ほどの資料1の中で見せていただいた、その他が272件あるということは、これが多分民間ということになると思い、実際にはそういうところが1件でもあれば甚だ問題となる。我々が議提の見直しのときに、違うところで規定してあればいいと思ったが、ないということであればこういったところで排除する旨の規定が入れられればと思うので、この検討会で一度検討をと思います。

委員：条例の中に書き込めるのかということがありますので、例えば条例改正に伴って別途申入れをするとか、その中で取り組んでもらいたいというふうな申入れをするとか、改めて議論させていただくことでよろしいか。それでは本日の議事は以上とさせていただきますがよろしいでしょうか。

委員：この検討会の位置付けについては、議会の正式な会議として認めていないということはないですね。開催通知がきちんと事前に報告されていないのか、一般県民、マスコミなども。あのフェロシルトの議論のときに感じたが、最終段階に伊勢新聞のときの記事を見て初めて岐阜の人たちは知った。ネット上の予定にも書いてないのでは。そのあたりどうですか。

事務局：マスコミに資料提供という形で公表していますが、ネットには開催予定までは出ていません。

委員：それも位置付けてもらってはどうかという思いがするので。それから今まで勘違いしていたが、この会議だけの日には、議会の招集に応じた形での応招旅費が出るということになっているのか。

委員：基本条例14条の検討会の位置付けになっていますので旅費が出るとなっています。

委員：正式な会議として、会議日程の中にいれてもらった方がいいと思う。

委員：ここだけでなく、バランスの関係もある。

事務局：行事予定の会議日程ということでしょうか。その検討会で次回の日程調整をしていただき、決まった本会議、常任委員会と同様の掲載は難しいかなと。ホームページなどのネットのというのは、

委員：できる限り、今日の予定とかに。

委員：なお、次回の検討会は、2月25日の午前10時から開催いたしたいと思いますが、

よろしいでしょうか。

委員：一般質問が終わるまでは延ばしてもらえないか。

委員：それでは、今回は3月5日の午後2時30分からということをお願いしたいと思います。

事務局：本日の決定事項の確認をさせていただきたい。案1については現行どおりとし、報告の様式を見直しをしてはどうかということがあります。案2については廃止しない。ただ、金額、回数については次回議論する。案3については案どおり評価は年次報告の中で整理して、議会に報告させるものとする。この際、金額についても次回検討する。案4については案どおり継続報告は廃止し、事業年終了後に評価する。案5については案3と関連して議論する。案6についても案2の金額と関連して行う。今回は、本日の検討を踏まえ、平成19年度ベースで対比できる資料をつくって議論する。それから、暴力排除に関する規定について、条例上入れられるのか、申入れにするのかを検討する。

委員：案1でホームページの掲載についても可能かどうか。できない理由はあまりないかなど。あと、もう一つお願いは、委員が冒頭におっしゃった今回の見直しの方向というか、目的という言葉が使われたが、それを紙で書いてもらって、次回、共通認識として議論した方がいいと思う。大事なところだと思う。

事務局：本日の委員の発言をペーパーにしてお配りする。

委員：分かりました。今、意見をいただいた方向で準備させていただきたいと思います。それで、次回早く結論が出てしまえば、場合によっては途中から執行部を呼ぶことはできるのか。場合によっては来てもらう。ここで結論が出たことについて、若干執行部とやりとりできる時間があればしたいと思う。それで次回は進めたいと思う。本日はありがとうございました。